

水木学区自主防災組織規約

(名称)

第1条 この会は、水木学区自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

(目的)

第2条 本組織は、地域連携と相互扶助の精神に基づいて自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震など」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 防災資機材の整備
- (4) 避難行動要支援者及びあんしん・安全ネットワーク対象者の対応
- (5) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本組織は、水木学区内に居住するすべての地域住民を会員とする。また、水木学区内の各団体及び事業所に属するもの、本組織が認めた個人及び団体を加えることができる。

(役員)

第5条 本組織には次の役員を置く。

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) 水木学区コミュニティ推進会 | 会長、副会長、支部長、専門部部長、
自主防災部副部長 |
| (2) 水木学区社会福祉協議会 | 若干名（あんしん・安全ネットワーク対応） |
| (3) 協力団体 | 民生委員児童委員（避難行動要支援者対応） |

(役員の任務)

第6条 会長は、本組織を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 支部長は、支部内の情報の収集・周知にあたる。

4 専門部部長は、会長の指示を受けて対応する。

5 自主防災部部長は、防災に関する知識の普及・啓発や防災訓練を主導する。

6 自主防災部副部長は、部長を補佐し、自主防災の事業推進にあたる。

7 水木学区社会福祉協議会は、民生委員児童委員等と連携して避難行動要支援者及びあんしん・安全ネットワーク対象者の対応にあたる。

(規約改正)

第7条 規約の改廃は、水木学区コミュニティ推進会総会で審議決定する。

(付則)

この規約は

・令和 7年（2025年）4月13日から施行